

# 射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事仕様書

## 1 意義

本仕様書は、射水市歌の森運動公園大型遊具等更新工事（以下、「本工事」という。）に係るプロポーザルの企画提案者に求める提案の条件を示すものである。

企画提案者は、本仕様書に明記されている事項を満たした上で本工事に関する提案を行うことができる。また、本工事の受注者は、契約期間にわたり本仕様書を遵守しなければならない。

## 2 事業内容

- (1) 遊具等の実施設計（現地測量、詳細図面の作成、構造計算等）
- (2) 遊具の製作設置工事（土工・基礎工事含む）
- (3) 既設遊具の撤去工事（土工等を含む）
- (4) 遊具設置に伴う安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等）
- (5) 上記の遊具等の設置撤去に伴う附帯工事（必要に応じ、整地工事、既施設移設等）
  - ※令和8年度契約対象には（1）を必ず含めること。
  - ※運搬費、処分費、諸経費を含む。
  - ※遊具等の設置に関して必要な建築確認申請等の手続きを含む。（必要に応じて）
  - ※上限額の範囲内で追加して実現可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。（遊具設置及びそれに付随するもの）

## 3 要求水準

- (1) 必須事項
  - ①既設遊具の撤去（参考平面図の青枠内のもの）
    - ・大型複合遊具（六角トリデ、ローラースライダー、ジェットスライダー）、バウンドスライダー、サイコロ、サイコロスツール、スタートゲート（看板含む）
    - ※クロスロープウェー、シェルター、水飲みは撤去しない。（移設は可能とする。）
  - ②1基以上の大型遊具（設計製作品）の設置（おおむね6～12歳を対象）
  - ③1基以上の遊具の設置（おおむね3～6歳を対象）
  - ④1基以上のインクルーシブ遊具の設置（②又は③の遊具の複合遊具の要素として兼ねることも可能とする。）
  - ⑤遊具設置に伴う安全施設（安全マット等）の設置
- (2) 提案可能事項
  - ①（1）②、③及び④以外の遊具の設置
  - ②既施設（クロスロープウェー、シェルター、水飲み）の移設
  - ③遊具設置等に伴う参考平面図の青枠外の附帯工
  - ④その他、遊具を利用するために必要となる施設の設置等
- (3) 基本指針・基本条件
  - ①子育て世代にも選ばれる公園の新たなシンボルとして、子供の創造性と発想力を養い、遊びながら動くことで運動機能を高める遊具を配置すること。
  - ②年齢や障がいの有無に関わらず誰もが楽しく遊べる遊具を配置すること。
  - ③各遊具の分かりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。
  - ④周辺の施設や景観と調和のとれたデザインとすること。

- ⑤劣化の低減や長寿命化に配慮し、耐久性・耐食性に優れる材質を用い、ランニングコストの軽減を図ること。
- ⑥維持管理（部品の交換・修繕、更新等）が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとする。
- ⑦熱くなりにくい材質・構造・配置にすること。
- ⑧遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）」を満たすこと。
- ⑨富山県安全なまちづくり条例に基づく「防犯上の指針」に配慮した遊具等の配置とすること。
- ⑩予期せぬ遊びに対する安全検討がされ、誰もが安全に利用できるよう配慮した遊具及び配置とすること。
- ⑪施設の配置等については、「射水市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」に基づくこと。
- ⑫独自性、独創性のある提案であること。

#### （４）施工条件

- ①設計にあたっては、「設計業務等共通仕様書（富山県土木部）」に準じて設計すること。
- ②工事にあたっては、「土木工事共通仕様書（富山県土木部）」に準じて施工すること。
- ③資機材運搬は参考平面図の緑枠部を想定しており、当該部は本事業後に別途表層の打ち換え工事を行う予定である。
- ④工事施工時は工事車両の通行を含め、注意喚起の看板の設置等十分な安全対策を講じること。
- ⑤公園施設等を破損した場合は、本市に報告し、補修等の方法を協議し、補修等を行うこと。
- ⑥本工事の実施にあたっては、「週休２日工事」試行要領（令和８年４月 射水市）に基づくものとし、原則として土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時までの現場施工とする。
- ⑦施工上支障となる物件（地下埋設物や樹木等）があった場合、本市と措置方法（移設等）を協議し、必要な措置を講じること。
- ⑧構造上必要な地盤支持力等の現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
- ⑨遊具等の製作工場における品質検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）結果及び竣工時の社内検査（出来形確認等）結果を提出するとともに、状況写真を提出すること。
- ⑩設計業務の成果と竣工図は、紙ベースで１部提出し、電子データでも CD-R で提出すること。

#### ４ 保証・点検

- （１）遊具は、受注者において「公園施設団体賠償責任保険」又は、これと同等以上の保証を満たす保険に加入すること。
- （２）製品保証をすること。保証期間については、供用開始後１年以上とすること。
- （３）受注者は供用開始後１年間の遊具の定期点検を実施すること。点検内容は、「都市

公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）」を準拠し、点検結果を本市へ報告すること。

## 5 本工事の留意事項

- (1) 設計及び工事の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (2) 設計及び工事の遂行上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本工事の全部又は主要な部分（実施設計及び遊具製作）を一括して第三者に再委託してはならない。
- (4) 本書に定めのない事項や設計及び工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- (5) 設計や工事を進めるにあたり、提案内容の一部変更を求める場合がある。

## 6 市提供資料

- (1) 位置図
  - (2) 参考平面図
  - (3) 平成13年度遊具整備時の図面
  - (4) 平成30年度クロスロープウェー更新時の図面
- ※上記資料は参考とし、現況については測量等で確認すること。